

国語科成立期における漢文教科書の推移

—秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治41年・第五版）を中心に—

西岡 智史

1 はじめに

本研究は金港堂刊行・秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治41年・第五版）と訂正前『漢文教科書』（明治35年・訂正再版）との比較分析を通して、国語科成立期における漢文教材の推移を検討するものである。わが国では、明治19年の「中学校令」第八条において「中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」¹と示され、教科書検定制度が開始された。そこで初めて文部省の検定認可を受けた近代的な漢文教科書が金港堂刊行・秋山四郎編纂の『中学漢文読本一〜十』（明治27年初版）である²。この『中学漢文読本』（明治27年初版）の特徴として、浜本純逸（2012）は以下の5点を指摘している³。

1. 日本漢文から漢文学習を始めている。日本漢文が漢文教材の「本」であり「始め」「基本」である、と考えている。
2. 漢文学習の目的を国文の光輝（よさ）を発揚させるため、と考えている。
3. 丸本を超えて、文章を選択・抄出して編者の観点に立脚して配列している。
4. 教材文の配列に当たって、易から難への教育的配慮を持っている。
5. 教育目標として日本魂及び皇国意識を育てようとしている。

浜本は「これらの特徴は、秋山漢文教科書が文部省検定の第一号であったため、同時代から大正期にかけて広く踏襲されていった」⁴と述べ、この『中学漢文読本』を近代中学校漢文教科書の典型例として位置づけている。秋山が編纂した漢文教科書は明治40年代まで改訂を繰り返して出版されており、浜本が指摘した『中学漢文読本』の枠組みはその後の秋山の漢文教科書にも踏襲されていたことが予想されるが、秋山の教科書における変更点の方に注目することによって編集方針の推移や当時の漢文教育の動向を読み解くことが可能であると考えられる。

本研究の分析にあたって、巻之一は広島大学中央図書館所蔵本、巻之二〜四は二松学舎大学日本漢文教育研究推進室所蔵本、巻之五は京都大学人間・環境学研究科総合人間学部図書館所蔵本を用いた。いずれも明治41年発行の第五版である。『第一訂正漢文教科書』は明治41年第五版の奥付によると明治34年に初版、明治35年訂正再版、明治39年訂正三版が刊行されたことが示されている。

¹ 文部省編『学制百年史 資料編』（帝国地方行政学会 1972年 p.128）から引用した。

² 秋山四郎編『中学漢文読本』が近代的な編集型漢文教科書として初めて検定認可を受けたことは、安居總子「国語成立時における漢文（一）—検定期の漢文教科書を中心に—」（『新しい漢字漢文教育』第49号 全国漢文教育学会 2009年 p.81）、「国語成立時における漢文（二）—検定期の漢文教科書を中心に—」（『新しい漢字漢文教育』第50号 全国漢文教育学会 2010年 pp.211-212）においても指摘されている。

³ 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年—」（『国語教育史研究』第13号 国語教育史学会編 2012年 p.18）参照。

⁴ 同上。

秋山四郎が編纂に携わった漢文教科書の総数は定かではないが、明治期の教科書を多数保存している東書文庫（東京書籍附設教科書図書館）の所蔵本をもとにすると、主な変遷を以下のようにまとめることができる⁵。

- ①明治 24 年『漢文読本』（巻一～五）初版
- ②明治 27 年『中学漢文読本』（巻一～十）初版
- ③明治 29 年『中学漢文読本』（巻一～十）訂正再版
- ④明治 29 年『中学漢文読本初歩』（上・下巻）初版
- ⑤明治 33 年『第一訂正中学漢文読本』（巻一～十）初版
- ⑥明治 34 年『第一訂正中学漢文読本』（巻一～十）訂正再版
- ⑦明治 34 年『漢文教科書』（巻一～五）初版
- ⑧明治 35 年『漢文教科書』（巻一～五）訂正再版
- ⑨明治 38 年『新撰漢文読本』（巻一～十）初版
- ⑩明治 39 年『第一訂正漢文教科書』（巻一～五）訂正三版
- ⑪明治 39 年『新撰漢文読本』（巻一～十）訂正再版
- ⑫明治 44 年『新編漢文読本』（巻一～五）初版
- ⑬明治 45 年『新編漢文読本』（巻一～五）訂正再版

同時代の種々の教科書を取り上げるよりも、この一連の教科書の系譜をたどることで漢文教育の推移を読みとることができる。今回分析対象としてとりあげる『第一訂正漢文教科書』は『漢文教科書一～五』（明治 34 年初版・明治 35 年訂正再版）の改訂版である。上に挙げた一連の教科書を収蔵している東書文庫には、実際に文部省による検定意見が附された教科書が多数残されている。だが、『第一訂正漢文教科書』初版・訂正再版に関しては文部省検定本が現存しておらず、明治 39 年の訂正三版は東書文庫に現存するものの、実際に確認を行なったところ検定意見が附された物ではなかった。

今回の分析の手順としては、まず教育制度と文体史という 2 つの方向から明治 30 年代後半の漢文教育と国語との関係性を確認した上で、『第一訂正漢文教科書』について、一つ前の世代の漢文教科書である明治 35 年再版『漢文教科書』との比較からその特徴の検討を行うこととする。明治 30 年代の初めには国語科が成立し、明治 35 年 2 月公布の「中学校教授要目」をうけて中学校の漢文教育はその内容（「講読ノ材料」）に関しても教育課程において規定されるようになった⁶。そのため、明治 30 年代後半は近代的な漢文教育の枠組みが確立した時期であると考えられる。こうした時代背景を踏まえると、『第一訂正漢文教科書』では国語との関連が図られたこと、具体的には教材の内容において漢学的な教材が減少し、国文教科書と共通する内容の教材が増加したことが推測される。

2 明治 30 年代後半における漢文の状況

2-1 学校制度・教育課程における漢文の位置

本項では『第一訂正漢文教科書』が刊行された明治 30 年代後半の時代背景として、学校制度・

⁵ 東書文庫蔵書検索 (<http://www.tosho-bunko.jp/search/> 2014 年 6 月 29 日 18:00 閲覧) と、東書文庫編『教科用図書目録』（東京書籍 1979 年）を参照した。

⁶ 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984 年 pp.18-25 参照。

教育課程における漢文教育の動向を確認しておきたい。『第一訂正漢文教科書』(明治35年初版～明治39年訂正三版)が刊行・使用されていた時期(明治30～40年代)の主な教育法令を以下に挙げる。

- ・「中学校令改正」(明治32年2月)
- ・「中学校令施行規則」(明治34年3月)
- ・「中学校教授要目」(明治35年2月)
- ・「中学校令施行規則中改正」(明治44年7月)
- ・「中学校教授要目改正」(明治44年7月)

ここでまず、上記の法令のうち初めて漢文教材の規定が設けられた「中学校教授要目」(明治35年)を主にとり上げ、そこで例示された漢文教材の方針を検討する。

明治35年(1902)公布の「中学校教授要目」は学科目に関する規定であり、「修身」「国語及漢文」の順に12の学科目を規定している。そこで「国語及漢文」の教授内容は「講読」「講読ノ材料」「文法及作文」「習字」に分けて説明されている。「国語及漢文」の「漢文」では、その教材のレベルについて1・2学年では「平易」、3・4・5学年では「簡易」なものと表現されている。また教材として用いるべき作家や作品も学年別で具体的に列挙されているのもこの「中学校教授要目」の特徴である。「国語及漢文」そのものの時間数は増加したが、この時点で漢文科は講読の時代へと移り、漢文の書取・作文は廃止された。漢文教科書に関連があると考えられる「講読ノ材料」の漢文の規定を以下に引用しておく⁷。

(第一学年)

漢文ハ初ヨリ文意完結セル全篇ヲ採ルコトヲ要セス第一学期ニ於テハ単語単句ヲ挙ケテ其ノ組織ト国語ノ組織トノ異同ヲ示シ第二学期以後ニ於テハ我国近世作家ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章ニ句読、返り点、送り仮名ヲ施シタルモノヲ授ケ時々既ニ課シ了リタル国語ノ一二節ヲ漢訳シタルモノヲモ交ヘテ之ヲ対照セシムヘシ

(第二学年)

前学年ニ準シ又我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短篇ヲ加フ、例ヘハ頼山陽ノ日本外史、大槻磐溪ノ近古史談、塩谷岩陰ノ岩陰存稿、安井息軒ノ読書余適ノ類

(第三学年)

前年ニ準シ又我国作家ノ論説文ヲ加フ、例ヘハ頼山陽ノ日本外史ノ叙論ノ類

(第四学年)

句読及返り点ヲ施シ送り仮名ヲ省キタルモノ

散文 前学年ニ準シ又支那作家ノ簡易ナル伝記、紀行等ノ文ヲ加フ例ヘハ清初作家、唐宋八家ノ文、佐藤一斎、松崎慊堂ノ文ノ類

詩 唐詩選ノ類

(第五学年)

散文 前学年ニ準シ又史記、蒙求、論語ノ類ヲ加フ

⁷ 野地潤家編『国語教育史資料 第一巻』(東京法令 1981年)所収。

この「中学校教授要目」によると、教材には第一学年から第三学年まで日本漢文のみを採用し、第四学年から中国漢文が加えられる方針が示されている。日本漢文の内容は第一学年で「我国近世作家ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章」から始まり、第二学年で「我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短篇」、第三学年では「我国作家ノ論説文」が加えられている。ここでいわれる「近世」が具体的にどの年代を指しているかについては明らかでない。だが、年代が新しく「簡易」な作品から学習を始めることが示されていることは指摘できるであろう。中国漢文は第四学年から「清初作家、唐宋八家ノ文」「唐詩選ノ類」が登場する。また最高学年である第五学年の教材例として、明治初期までは漢文学習の入門書であった『蒙求』や『論語』が示されている。ここから前の時代の漢文学習と比較して『蒙求』や『論語』の持つ学習上の意義が変容したことが推測される⁸。すなわち近世漢学において漢文の読み書きを学ぶ入門書として用いられていた中国古典が、日本文化に影響を与えた「講読ノ材料」という位置づけへと変化したことが考えられる⁹。

以上で検討したように「中学校教授要目」によって漢文の教育課程の整備が進められたが、その一方で旧来の漢学塾や伝統的な漢文学習文化が学校の外に位置づけることがより明確になったといえる¹⁰。また、従来法令以上に中学校における漢文教育の目的や内容、国語対漢文の割合が具体的に明記されたため¹¹、「これを遵守して編纂された教科書は、それ以前のもの大きく区別される」¹²と、その教科書への影響も指摘されている。この「中学校教授要目」で示された漢文「講読ノ材料」の方針が漢文教科書にどのように具体化され、推移したかについては本稿第3節において『第一訂正漢文教科書』を例に検討したい。

2-2 通用文体における漢文の状況

次に『第一訂正漢文教科書』が刊行され始めた明治30年代後半の、文学運動における漢文の状況を確認しておく。

言文一致運動研究を行なった山本正秀(1971)は、近代文学における近代文体の形成を①混沌期(明治元年—18年)②近代文体模索期(明治19年—32年)③言文一致体確立期(明治33年—42年)④口語体完成期(明治43年—大正11年)の4期に分けて分析している¹³。また、山本は明治33年を「言文一致史上最も画期的な年」と位置づけ¹⁴、この期間は「教育界、文学界共に言文一致

⁸ 前田勉『江戸の読書会』(平凡社2013年 p.36)によると、漢学における漢文の学びは中国古典の習熟(素読)からスタートしていたとされる。

⁹ 本稿3節でとりあげる『第一訂正漢文教科書』巻之四においても、『蒙求』教材が見出せる(巻之四の三、八、一四、三六、四五)。

¹⁰ 明治30年代における伝統的な漢文学習文化の周辺化については、広田照幸「近代知の成立と制度化」(歴史学研究会編『近代の成立』東京大学出版会2005年 p.272)において指摘されている。

¹¹ 加藤国安編・解説『明治漢文教科書集成』不二出版2013年 p.137参照。

¹² 加藤国安編・解説『明治漢文教科書集成』不二出版2013年 p.141参照。

¹³ 山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社1971年 p.8参照。

¹⁴ 山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社1971年 p.18参照。根拠として、明治33年には文学界において正岡子規や高浜虚子が言文一致体を主張し、また上田万年らの創刊した「言語学会雑誌」も「口語体」使用を宣言したこと、教育界においても言文一致体の普及を主張する教育者によって「言文一致会」が結成されたことが示されている(pp.33-34)。なお、山本正秀『言文一致の歴史論考続篇』(桜楓社1979年)においても「明治三三年は言文一致運動史上画期の年」(p.698)であることが述べられている。

問題が最高潮に達し」と指摘している¹⁵。

明治30年代は漢詩文の伝統は存続していたものの、近代的な文体による文学運動が登場した時代であった。明治30年代の文学界では明治30年に島崎藤村の第一詩集『若菜集』が出版されたことで近代詩が本格的に登場し、また自然主義文学の流行によって言文一致体が普及した。大正時代に入ると主要な新聞から漢詩欄が消え、大正11年には、すべての新聞の社説が漢文訓読体から言文一致体へ改められた¹⁶。また大正期の文学界では漢詩創作に代わって口語自由詩が流行したとされる¹⁷。『第一訂正漢文教科書』が刊行された明治30年代後半という時代は学校教育において国語科が成立し、文学面では言文一致運動も起こる一方で、漢文体の有用性も前の時代から継続していた時期であったと指摘できる。

3 『漢文教科書』と『第一訂正漢文教科書』の比較分析

3-1 『第一訂正漢文教科書』（明治39年訂正三版）の構成

本節では主に訂正前の『漢文教科書』（明治35年訂正再版¹⁸）との比較から、『第一訂正漢文教科書』の編集方針やそこで新たに採り入れられた試みを分析する。

まず『第一訂正漢文教科書』の構成（巻別の学課数・ページ総数）を以下に示しておく¹⁹。なお、各巻1ページ当たりの文字数・行数は巻之一のみ縦15字・横7行、巻之二～五は縦20字・横10行であり、両者とも共通している。

巻之一 句法15課・日本漢文51課（全52頁）

巻之二 40課（全54頁）

巻之三 39課（全61頁）

巻之四 59課（全66頁）

巻之五 62課（全69頁）

従来版の『漢文教科書』の構成は以下のとおりである。

巻之一 「句法及練習」24課・日本漢文50課（全54頁）

巻之二 58課（全58頁、日本漢文、大多数は『第一訂正中学漢文読本』から引き継がれた歴史人物教材に地理教材などを加えた内容）

巻之三 33課（全64頁、日本漢文）

巻之四 69課（全68頁、中国漢文・主に『十八史略』『史治通鑑』『史記』『唐宋八大家文』）

巻之五 50課（全70頁、中国漢文『史記』と『唐宋八大家文』）

¹⁵ 山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社1971年p.33参照。

¹⁶ 山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社1971年p.40参照。

¹⁷ 古田島洋介（「日本漢詩文の衰亡曲線—漢詩文の伝統はいつ滅びたのか？—」『東アジア比較文化研究（5）』2006年）は「わずかに十五年間であるが、大正期をも前期・中期・後期に分ければ、おおむね中期～後期にかけて漢詩文の衰退が露わになったのである。」（p.74）と大正期の漢詩創作を要約している。

¹⁸ 分析には私蔵本を用いた。

¹⁹ ここでとりあげた『漢文教科書』と『第一訂正漢文教科書』はいずれも和装本であるため、本文中の1頁は二つ折り（2ページ）で成り立っている。

両者を比較すると、ページ数の面では全巻にわたって『第一訂正漢文教科書』の方が若干少ない。学課数の面でも巻之一～四では『第一訂正漢文教科書』の方が少ない。だが『第一訂正漢文教科書』の巻之五ではページ数に比べて学課が大幅に増加しており、一学課当たりの文章が短文化されたことが指摘できる。次に、『第一訂正漢文教科書』の内容構成上の特徴について、『漢文教科書』との比較から4点指摘しておく。

第一に、『第一訂正漢文教科書』では挿絵が掲載された学課が登場したこと。挿絵の主な内容を挙げると、物語教材の場合には状況の描写、人物伝の場合には肖像画、博物教材の場合には動植物の図などである。教材を講読する場合には、挿絵は内容を推測する手がかりとなるものであり、そのため挿絵が加えられたことで理解しやすさが増したと考えられる。

第二に、隣接する学課に関連をもたせている箇所が見出せること。以下に具体例を3箇所挙げておく。

- ・巻之四「四 藺相如 附記夜送趙縱(楊炯)」「十八史略」、「五 題藺相如奉璧圖」(安井息軒)、「六 藺相如論」(長野豊山)
- ・巻之四「三七 赤壁之戦」(十八史略)、「三八 前赤壁賦」(蘇東坡)、「三九 後赤壁賦 附記赤壁(袁隨園)」(蘇東坡)
- ・巻之五「二四 文天祥不屈 附記過零丁洋(文天祥)」「十八史略)」、「二五 正気歌」(文天祥)「二九 東湖遺稿敘」(林鶴梁)、「三〇 和文天祥正気歌 有序」(藤田東湖)

第三に、巻之五の一部に白文が採用されたこと。旧版の『漢文教科書』は、巻之一・二・三において送り仮名と返り点が付けられており、巻之四・五では返り点のみが付けられている。この訓点の方針は『第一訂正漢文教科書』にも踏襲されており、またこれは2節で引用した「中学校教授要目」の訓点の方針²⁰とも対応しているといえるが、巻之五の一部に白文が採用されている。ただし巻之五の白文教材には学課の題に必ず「読法予修」と記されており²¹、返り点のついた文章と区別されているといえる。

第四に、巻之一「一 句法」について、従来『漢文教科書』の「句法及練習」が24課であったのに対して、この『第一訂正漢文教科書』では「句法」が15課へと縮小されていること。これは従来「句法」の学課で学習した内容に対応し、その演習を目的として設けられていた「練習」の学課が廃止されたことによるところが大きい。その代わりというべきであろうか、巻之一の日本漢文の第二課から第一課までは漢文の前に訓読文が掲載されている。そこから授業において演習を行なう場合は「句法」の学課を用いることとし、練習課を省いた分を文章教材に訓読文を設けることで「句法」から文章教材への移行を段階化したと考えられる。

明治30年代後半には国定教科書が登場し、明治40年には小学校の義務教育年限が6ヵ年に延長されるなど、この時期義務教育が普及した。そのため巻之一は小学校の学習内容との関連が図られているといえる。以上の変更点から、文章形式に関しては和文から漢文へと段階を踏まえて学習する。内容に関しては小学校の学習内容を踏まえて編集している。巻之一は学校制度に適応した漢文入門教科書であるといえる。

²⁰ 第四学年において「句読及返り点ヲ施シ送り仮名ヲ省キタルモノ」と規定されている。

²¹ 巻之五「四〇」「四五」「四九」「五〇」「五一」「五二」「五六」「五九」の8箇所。

3-2 『第一訂正漢文教科書』(巻之一～五)における日本漢文の特徴

『漢文教科書』巻之一の日本漢文教材において、歴史人物伝は全 50 課中 23 課存在していたが、『第一訂正漢文教科書』では全 51 課中 14 課へと減少しており、その中には『漢文教科書』にはなかった外国の人物伝(「一一 大医住無蘭」「一四 牛董性度」「二五 伊率符」「四五 弗蘭克林」)が加えられている。また、歴史人物伝が減少した分、『第一訂正漢文教科書』巻之一では科学教材・地理教材が加えられた。一例としては「三五 東海鐵道 其一」、「三六 東海鐵道 其二」、「三七 東海鐵道 其三」(重野成齋)が挙げられる。その内容は鉄道沿線の駅名・地理・歴史を織り込んだもので、同時期に登場した大和田健樹作詞「鉄道唱歌東海道編」の内容との共通点が見いだせる²²。また『第一訂正漢文教科書』(明治 39 年訂正三版)の日本漢文教材では明治 34 年初版・明治 35 年訂正再版では存在しえない日露戦争を題材とした教材²³が加えられている。これらのことから、秋山編漢文教科書が教材内容面で極めて敏感に時勢に対応していたことや²⁴、従来の史伝に代わって現実社会に対応した漢文教材が選ばれたことが読みとれる。

また『第一訂正漢文教科書』の日本漢文教材には複数の出典を持つ学課が存在している。その学課の主要の文章に関連のある詩文を「附記」として掲載されている。そのなかに、漢文と並行して関連のある和文が掲載されている学課が巻之二・三に存在する²⁵。巻之二の第八課・第一八課・第三五課、巻之三の第二〇課・第三〇課は和文の同一の史話を掲載し、巻之三の「九」は関連のある和歌を掲載しており、和文と漢文の関連が図られていると考えられる。

明治 35 年の「中学校教授要目」では「講読ノ材料」における国語と漢文の比重は、第一学年「国語八、漢文二」、第二・三学年「国語七、漢文三」、第四・五学年「国語六、漢文四」と示されている。それによると学年が上がるにつれて漢文の比重が増やされているものの、全体的に見て常に国語の比重の方が大きいことが見て取れる。石毛慎一(2009)はこの国語・漢文の比重を「漢文劣位期」の根拠としてとり上げている²⁶。「中学校教授要目」では国語重視の方針が明示されていたが、『第一訂正漢文教科書』ではその教材の内容自体に国語との関連が強められたと考えられる。

3-3 『第一訂正漢文教科書』(巻之四・五)における中国漢文の特徴

『漢文教科書』と比較すると、『第一訂正漢文教科書』では中国漢文が減少した。従来型の『漢文教科書』の構成は以下のとおりである。

- 巻之一 句法・練習の学課、及び短編の日本漢文(博物教材・歴史教材・道徳教材)
- 巻之二 短編の日本漢文(歴史教材・博物教材・道徳教材)
- 巻之三 長編の日本漢文(歴史教材・道徳教材)
- 巻之四 短編の中国漢文(歴史書・『唐宋八大家文』の名文)
- 巻之五 長編の中国漢文(歴史書・『唐宋八大家文』の名文)

²² 『地理教育鉄道唱歌 第一集』初版は明治 33 年に刊行された。(堀内敬三・井上武士編『日本唱歌集』岩波文庫 2002 年 pp.58-67)

²³ 巻之一「五一 白襪隊 其一」「五二 白襪隊 其二」、巻之二「一九 広瀬中佐傳」「三九 橘中佐傳」、巻之三「二三 我軍入旅順城」

²⁴ 文部省唱歌の教科書『尋常小学唱歌』において「広瀬中佐」や「橘中佐」の初出が見いだせるのは、これより 5 年後の大正元年である。(堀内敬三・井上武士編『日本唱歌集』岩波文庫 2002 年 p.191,p.194)

²⁵ 巻之二の「八」「一八」「三五」、巻之三の「九」「二〇」「三〇」

²⁶ 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2009 年 p.71 参照。

以上で示したように、『漢文教科書』巻之四・五は中国漢文のみで構成されていた。これに対して『第一訂正漢文教科書』では、巻之一・二・三が日本漢文であるのは従来と同様であるが²⁷、巻之四・五は日本漢文と中国漢文が混在している。巻之四・五の日本漢文と中国漢文の比重は次のとおりである。

巻之四（全 59 課）…日本漢文・26 課²⁸、中国漢文・33 課²⁹

巻之五（全 62 課）…日本漢文・14 課³⁰、中国漢文・48 課³¹

巻之四・五のいずれも中国漢文の比重が大きく、また巻之四よりも巻之五の方が中国漢文が多いことが分かる。検定認可第一号『中学漢文読本』の例言において日本漢文と中国漢文の比重に関する文言があったため、典拠の本籍の比重に編集者の意図があったことは予想できる。『第一訂正漢文教科書』の場合、日本漢文の比重が増大したこと、また巻之二・三においては「附記」として日本漢文との関連から中国古典を採りあげる箇所が存在することから、漢文と国文との関連がいつそう図られたと考えられる。

4 考察

今回の分析から『第一訂正漢文教科書』（明治 39 年訂正三版）の教材においては古典教材よりも叙事文・伝記・紀行・論説などの教材が加えられる傾向が読みとれ、国語科との関連が強められて教材構成と教材内容の両面において時勢をとり入れた変更が行なわれたことが指摘できる。『第一訂正漢文教科書』が刊行された明治 30 年代後半について長谷川滋成（1984）は「漢文の存在が危機に瀕した時代であった。」³²と述べている。石毛慎一（2009）もまた「漢文劣位期」（国体論浸透期）と位置づけており、この時期の漢文は存在の危機に対処するために古色蒼然とした国体論が強められることになったと指摘される傾向が存在する。だが、今回この時期の教科書の具体例としてとり上げた『第一訂正漢文教科書』では、日本漢文教材では地理や科学、紀行などの文章が増やされており、「国体論」以外の要素が取り入れられていたことが明らかとなった。それは「漢文＝古典科目」と見なす漢文観からは遠ざかっており、また近世の漢学や現代の伝統的な言語文化とも異なる漢文観が形成されているため、明治 30 年代後半から明治 40 年頃は現実社会に対応した漢文の位置づけが模索されていた時期であったと考えることができる。

（広島大学大学院博士課程後期 3 年）

²⁷ ただし「附記」として中国古典を掲載している箇所が存在する。

²⁸ （学課番号）一、二、五、六、七、九、一一、一二、一三、一五、一七、二〇、二二、二五、三二、四一、四三、四七、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八

²⁹ （学課番号）三、四、八、一〇、一四、一六、一八、一九、二一、二三、二四、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四二、四四、四五、四六、四八、四九、五〇、五九

³⁰ （学課番号）一、五、七、一一、一七、一八、二九、三〇、三一、三四、三八、四〇、四五、四六

³¹ （学課番号）二、三、四、六、八、九、一〇、一二、一三、一四、一五、一六、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、三二、三三、三五、三六、三七、三九、四一、四二、四三、四四、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二

³² 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984 年 p.25